2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　近畿農政局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち土木一式工事の認定を受けていること。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　近畿農政局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち土木一式工事の一般競争参加資格の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。（上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）

⑹　施工実績　平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

①　同種工事とは、「築堤工（ため池、調整池）、ロックフィルダム、アースダム、複合ダムを実施した工事」とする。

②　当該実績が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑺　配置予定の技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。

ア　１級建設機械施工技士の資格を有する者

イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」とするものに限る。））の資格を有する者

②　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　「築堤工（ため池、調整池）、ロックフィルダム、アースダム、複合ダムを実施した工事」の施工経験を有する者であること。また、共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有すること。

なお、当該経験が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

④　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑻　技術提案が適正であること。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15近総第408号（理）農林水産省近畿農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がないこと。

⑾　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から近畿農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工体制確認型総合評価落札方式の概要

本工事は、標準点（上記２の競争参加資格要件を満たしている場合に付与する点数）に施工体制評価点（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性に応じて付与する点数）及び加算点（技術提案の評価に応じて付与する点数）を加えた点数と、入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

⑵　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　企業評価

⑶　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３の⑵の②の技術提案及び③の企業評価について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点）51点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。{加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点の最高点51点）}

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格。以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑷　落札者の決定方法　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

③　「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。